みやぎ電子申請システム 利用者マニュアル

~高度管理医療機器等 販売業・貸与業関係~

令和7年11月

宮城県保健福祉部薬務課

目 次

01	はじめに	P1
02	利用の流れ	P2
03	操作方法(仮申請)P3
04	必要書類の提出	P9
05	操作方法(修正)	P12
06	操作方法(決済)	P14

01 はじめに

- 高度管理医療機器等販売業・貸与業関係の以下の申請について、みやぎ電子申請サービス (LoGoフォーム) によるオンライン申請が可能です。
- 手数料の支払いは、クレジットカード決済・PayPay決済のみが可能です。
 - ※ 現金等その他支払い方法は不可。

申請フォーム名	申請フォームの内容	手数料
①高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可を新 規申請する場合のフォームです。	30,000円
②高度管理医療機器等販売業・ 貸与業許可更新申請	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可を更 新申請する場合のフォームです。	13,000円
③許可証の書換え交付申請	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証の 書換え交付を希望する場合のフォームです。	2,000円
④許可証の再交付申請	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証を 破損・汚損・紛失し、再交付を希望する場合 のフォームです。	2,900円
⑤変更届	変更事項を届け出る場合のフォームです。	O円
⑥廃止•休止•再開届	高度管理医療機器等販売業・貸与業を廃止・ 休止・再開し届け出る場合のフォームです。	O円

- ※ ②は有効期間満了の1か月前までに行ってください。有効期間を1日でも過ぎると 無許可営業となります。
- ※ ⑤⑥は事由の発生から30日以内に申請が必要です。 30日を超過した場合は、申請と併せて遅延理由書の提出が必要となります。
- 営業所の所在する市町村によって、申請先が異なります。下記一覧を確認し、該当する申請先のフォームより手続きを行ってください。
 - ※ 仙台市内については仙台市保健所が管轄となります。<u>宮城県の申請フォームからは</u> 申請できませんので、仙台市ホームページをご確認ください。

	\± //2 /-	~~ + d →	
申請先保健所等	連絡先	管轄する市町村	
仙南保健所獣疫薬事班	0224-53-3119	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、丸森町	
塩釜保健所食品薬事班	022-363-5505	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	
塩釜保健所岩沼支所食品薬事班	0223-22-6294	名取市、岩沼市、亘理町、山元町	
塩釜保健所黒川支所食品薬事班	022-358-1111	富谷市、大和町、大郷町、大衡村	
大崎保健所獣疫薬事班	0229-87-8001	大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町	
大崎保健所栗原支所食品薬事班	0228-22-2115	栗原市	
石巻保健所獣疫薬事班	0225-95-1475	石巻市、東松島市、女川町	
石巻保健所登米支所食品薬事班	0220-22-6120	登米市	
気仙沼保健所食品薬事班	0226-22-6615	気仙沼市、南三陸町 1	

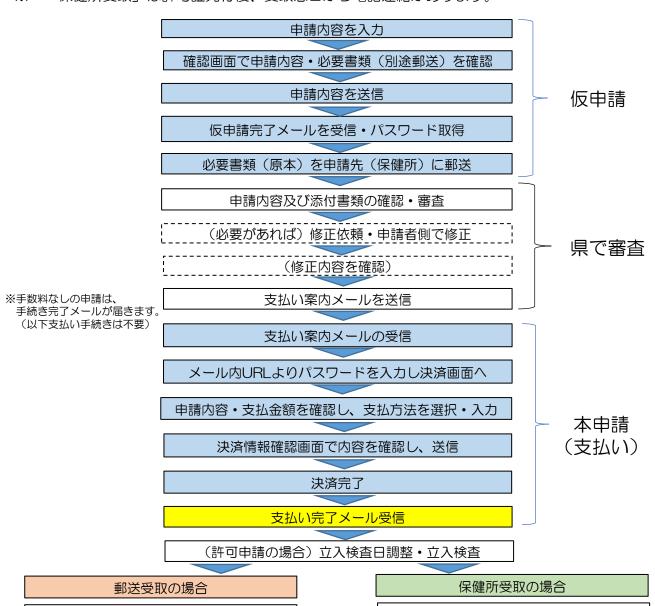
02 利用の流れ

- みやぎ電子申請システムを利用した高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請等の流れを説明します。
- 本システムは、まず申請フォームに必要事項を入力していただきます(仮申請)。
- 仮申請後、申請先(保健所)での申請内容の確認及び必要書類の受領後に、申請者宛てに支払い案内 メールを送付します。
 - ※ 必要書類はシステムへの電子添付と併せて、申請先(保健所)への原本提出(郵送)が必要です。
- 支払い案内メールに記載のURLから決済(クレジットカード・PayPay)していただき、申請完了と なります(本申請)。
- 許可申請については、立入検査が必要となります。本申請完了後に申請先の担当者より、日程調整の ご連絡をさせていただきます。
- ・ 許可証の受け取り方法は、「郵送受取」または「保健所受取」が選択可能です。
 - ※ 「郵送受取(郵送料負担)」は、郵送料(530円)を申請手数料と併せて納付していただきます。
 - ※ 「郵送受取(返送用封筒提出)」は申請時に返信用封筒(簡易書留、レターパック等)の提出が 必要です。
 - ※ 「保健所受取」は許可証発行後、受取窓口から電話連絡があります。

許可証を申請者あてに郵送
※郵送受取では、電子決済で郵送料をお支払いいた

だく方法と、郵送で返信用封筒を提出していただく

方法が選択できます。



受取窓口から電話連絡

受取窓口で受け取り

O3-1 操作方法(仮申請)

- 申請者側のみやぎ電子申請システム申請方法について説明します。
- ① 入力フォームを入力します。



「このまますぐに申請する」 「ログインして申請」 どちらでも申請が可能です。

② 申請者のメールアドレスを入力します。



③ メール送信完了を確認します。



03-2 操作方法(仮申請)

④利用者アドレスに[フォームURLのご案内]メールが届きます。

フォームURLのご案内 - 【宮城県】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請(新規) 仙南保健所

no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp 宛先 yakumu-k@pref.miyagi.jp

2025/10/27 (月) 20:05

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。 ※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

※お手続きはまだ完了しておりません。本文をお読みの上、お手続きを続行してください。

お客様のメールアドレス認証が完了しました。

引き続き、以下の URL にアクセスしてフォームへの回答をお願いします。

https://logoform.jp/f/M5qz4/5158156?

key=f6f1591d410f00edf005ae7c8004210b4d3d1e5c523c53de53ba6ea386d10142&auth=9PlaXxi_adhOHiueEy_ypwqTql4SpCzSspkyBRQPazGexVPDHXI ←記載のURLを クリックします

※お手続き URL の有効期限は 24 時間です。

有効期限が切れた場合はお手数ですが、再度メール認証からやり直していただきますようお願いいたします。

宮城県仙南保健所獣疫薬事班

TEL: 0224-53-3119

E-mail: snkebjy@pref.miyagi.lg.jp

⑤入力フォームに移ります。ページ冒頭の申請にあたっての説明を確認します。

▶ 入力フォーム

1 入力

2 確定前金額

3 確認

下記のフォームにご入力をお願いします。

【宮城県】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請(新規)について_仙南保健所

こちらは 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町内<mark>の「高度管理医療機器等販売業・貸与業 新規申請用」</mark> のフォームです。 上記以外の市町村での営業所については、申請フォームが異なりますのでこちらをご覧ください。

【入力にあたっての注意事項】

・ 申請に関する詳細や添付書類については薬務課ホームページに掲載しています。

- 入力フォームの項目に従って選択、入力又はファイルを添付してください。
- ・ 添付書類で様式に指定があるものは必ず指定様式を使用し、指定のファイル形式 (PDF、Word) で添付してください。(一つの添付ファイルの容量上限は10MBです。)
- 受付完了時のメールにはオンライン決済に必要なパスワードが記載されているので、決済時まで削除せずに保管しておいてください。
- アカウント登録をしている方は入力内容の一時保存、申請後の処理状況ステータスをマイページより確認することができます。

【必要書類】

①電子申請に添付が必要なもの(原本の郵送は不要)

- 営業所管理者との使用関係証明書(原本)
 - ※発行日から3か月以内のもの
 - ※申請者本人が従事する場合は不要
- 営業所管理者の資格を証する書類

※写しの場合は、原本と相違ない旨と、原本の確認を行った年月日、申請者氏名が記載されたもの(申請者が記名)

②電子申請への添付+ 郵送での原本提出が必要なもの

- 登記事項証明書(原本)(申請者が法人の場合)
 - ※発行日から6か月以内のもの
- 医師の診断書 (原本) (「申請者の欠格条項(6)」に該当する場合)
- ※発行日から3か月以内のもの
- ※法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む
- → ②については申請後、原本の郵送が必要となります。

複数の申請を同時に行い、原本提出済みの場合は、その旨を特記事項に記入の上、原本提出の省略が可能です。

【申請手数料】

30,000円

O3-3 操作方法(仮申請)

⑥申請するフォームが合っていることを確認しながら、スクロールして入力していきます。

オンライン申請での手数料の支払いは「	「クレジットカード決済」又は「PayPay決済」で行うことについて理解し、同意しますか。 必須
○ 決済方法について理解し、同意します。	
※オンライン決済が利用できない場合は、オンライ ※決済方法(クレジットカード決済・PayPay決済) ※オンライン決済についての領収書の発行は行って	
業務の種別 <mark>必須</mark>	
○ 店舗販売業	
申請の種別 <mark>必須</mark>	
新規	
営業所が所在する地域を管轄する保健所	f・支所 必須
○ 仙南保健所	
※※※ 本フォームは「仙南保健所」管轄(白石市	市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町) 内にある店舗の申請用となります。※※※
それ以外の市町村については、本フォームからは印	申請できません ので、 <u>以下の該当する各保健所・支所の別フォームで申請</u> してください。
 塩釜保健所:塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ 岩沼支所:名取市、岩沼市、亘理町、山元町 	テ浜町、利府町
THE STATE OF THE S	
店舗情報 <mark>必須</mark> 店舗販売業を行う店舗の名称を入力してください。	必須
郵便番号を入力してください。(ハイフンなし) <mark>必</mark>	ya
郵便番号を入力してください。(ハイフンなし) ② 例:9808570	3須
_	⊗ (a)

⑦クリップのマークがついているものについては、指定のファイルを添付します。

店舗の構造設備の概要

下記のリンクより別紙1及び別紙2をダウンロードし、内容を記入の上、PDF又はWordデータにてアップロード願います。

別紙1、別紙2はこちら 別紙1、別紙2を記入後、こちらにアップロード願います。 必須 リンクからダウンロードできます。

営業所平面図や営業所は近の見取図が様式に収まらない場合は、こちらにアップロード願います。

03-4 操作方法(仮申請)

⑧申請内容を入力後、許可証の受け取り方法を選択します。

許可証の受け取り方法を選択してください。 必須

- ・「郵送で受け取る(郵送料負担)」を選択した場合は、郵送料530円を申請手数料と併せて納付していただきます(返送用封筒の提出
- ・「郵送で受け取る(返送用封筒提出)」を選択した場合は、返送用レターパック又は簡易書留用封筒(角2サイズ、530円切手付き)
- 「仙南保健所で受け取る」を選択した場合の受け取り窓口は、以下のとおりです。 (許可証作成後、受け取り窓口より電話連絡があります。)

<受け取り窓口>

仙南保健所:柴田郡大河原町字南129-1

「郵送受取(郵送料負担)」「郵送受取(返送用封筒提出)」 「保健所受取」のいずれかを選択します。



⑨選択した内容に応じて、申請後に郵送提出が必要な書類と、郵送先が表示されます。

以下の【必要書類】については、別途郵送での提出が必要となります。 本フォームへの入力完了後、下記の宛先に郵送願います。

<郵送いただく書類【必要書類】>

- 登記事項証明書(原本) ※発行日から6か月以内のもの
- 申請者氏名・住所を記入した返送用レターパック又は簡易書留用封簡(角2サイズ、530円切手付き)

←郵送提出が 必要な書類を確認

<郵送先>

〒989-1243

宮城県柴田郡大河原町字南129-1

仙南保健所獣疫薬事班

「高度管理医療機器販売業・貸与業許可申請受付」係

←郵送先を確認

上記書類受領後、入力いただいたメールアドレス宛てに、支払い案内メールを送付させていただきます。 支払い完了後に、本申請が完了しますので、速やかに郵送いただきますようお願いいたします。

※郵送提出が必要な書類がない場合は、以下のとおり表示されます。

申請後に郵送提出が必要な書類はありません。



⑩手数料を確認し、「金額確認画面へ進む」をクリックします。

申請手数料

30.000 円

→ 金額確認画面へ進む

入力内容を一時保存する

03-5 操作方法(仮申請)



03-6 操作方法(仮申請)

③申請者のアドレスに [【重要】仮申請完了のご案内] メールが届きます。 メールには2つのパスワードが記載されているため、大切に保管してください。

【重要】仮申請完了のご案内 - 【宮城県】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請(新規) 仙南保健所 [受付番号:CH00000189]

no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp 宛先 yakumu-k@pref.miyagi.jp

※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。 ※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。

このメールは宮城県仙南保健所獣疫薬事班の申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

申請を受け付けました。

審査後にお支払い金額を確定し、メールにてご案内いたします。

なお、現時点では仮申請の段階ですので、下記の【必要書類】を速やかに下記宛て先へご郵送願います。 県で必要書類受領後、支払い案内メールを送付しますので、支払いをもって本申請が完了となります。 (以下に該当しない方は、郵送提出は不要です。担当者確認後、支払い案内メールを送付します。)

<郵送いただく書類【必要書類】>

- 登記事項証明書(原本)(申請者が法人の場合) ※発行日から6か月以内のもの
- 医師の診断書 (原本) (「申請者の欠格条項(6)」に該当する場合)

郵送提出が必要な書類 が記載されています。

フォーム名:

【宮城県】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請(新規)_仙南保健所

受付番号:

CH00000189

以下の URL で随時申請状況の照会ができます。また何らかの理由で申請の取消をする場合は取消ができます。

https://logoform.jp/status/inquiry/A-licAE2xKMQbGS2zEm6NHdXQKZoCTqInOn1W2Udn18?

receipt_num=CH00000189&key=3c53f934ab56c8a7ece0b86ef6a473c7cdd298b33c1a3ee387f90385a9081adc

パスワード:zngabYHcuH

URLにアクセスした際、パスワードの入力を求められますので、上記のパスワードを入力してください。

【申請完了のための重要な情報】

- ・申請内容の審査完了後、確定した金額と決済情報入力のための URL をお送りします。
- ・本 URL アクセスのためには、以下のパスワード入力が必要です。

申請状況の照会に使用するパスワードです。

【パスワード】

Lk4jfr8Np4

決済画面へのログインに使用するパスワードです。

以下、入力内容です。

- ▼ オンライン申請での手数料の支払いは「クレジットカード決済」又は「PayPay 決済」で行うことについて理解し、同意しますか。 決済方法について理解し、同意します。

申請時の入力内容が記載されています。

▼ 業務の種別

高度管理医療機器等販売業

! 重要!

- 本メールが届きましたら、申請内容に応じて、速やかに必要書類を郵送してください (P9-11参照)。
- (P9-11参照)。 電子申請フォームによる仮申請及び必要書類の提出後に、申請先(保健所)で申請内容。 を審査し、審査完了後に支払い依頼メールを送付させていただきます(P14参照)。

04-1 必要書類の提出

- 電子申請と併せて郵送提出が必要な書類は下記のとおりです。
- 「*」については郵送不要ですが、申請フォームへの添付が必要となります。
- 「郵送受取(返送用封筒提出)」を選択した場合は、**返送用レターパック又は簡易書留用封筒** (角**2サイズ、530円切手付き)**を同封してください。
- 郵送先については、申請先(保健所)によって異なりますので、P11を参照願います。

<必要書類一覧>

申請手続き・宛先	必要書類	
①高度管理医療機器等販売業・貸 与業許可申請	• 登記事項証明書(原本)(申請者が法人の場合) ※発行日から6か月以内のもの	
〈宛先〉 「高度管理医療機器等販売業•貸 与業許可申請受付」係	 医師の診断書(原本)(「申請者の欠格条項(6)」に該当する場合) ※発行日から3か月以内のもの ※法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む * 営業所管理者との使用関係証明書 ※発行日から3か月以内のもの ※申請者本人が医薬品営業管理者の場合は不要 * 営業所管理者の資格を証する書類 ※写しの場合は、原本と相違ない旨と、原本の確認を行った年月日、申請者氏名が記載されたもの(申請者が記名) 	
②高度管理医療機器等販売業・貸 与業許可更新申請	更新前の高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証(原本)医師の診断書(原本)(「申請者の欠格条項(6)」に該当する場合)	
<宛先> 「高度管理医療機器等販売業・貸与 業許可更新申請受付」係	※発行日から3か月以内のもの ※法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む	
③許可証の書換え交付申請		
<宛先> 「許可証書換え交付申請受付」係	• 高度管理医療機器等販売業 • 貸与業許可証(原本)	
④許可証の再交付申請	,(种是女件还是)长根本)	
<宛先> 「許可証再交付申請受付」係	(破損又は汚損した場合) 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証(原本)	
⑤変更届	P10に記載の該当資料	
<宛先> 「変更届受付」係	* (事由の発生から30日を超過した場合)遅延理由書	
⑥廃止•休止•再開届	。(廃止した担合)京府管理医療機器等に主要、役員要託司託(原士)	
<宛先> 「廃止(休止・再開)届受付」係	• (廃止した場合) 高度管理医療機器等販売業 • 貸与業許可証(原本) * (事由の発生から30日を超過した場合) 遅延理由書	

04-2 必要書類の提出

- 「⑤変更届」の際に郵送提出が必要な書類は、下記のとおりです。
- 「*」については郵送不要ですが、申請フォームへの添付が必要となります。様式は下記のホームページ内に掲載しておりますので、ダウンロード願います。

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/koudohenkou.html

<変更事項別 必要書類一覧>

変更事項	必要書類		
高度管理医療機器販売業・貸与業 者の氏名または住所	・ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(原本)※ 営業所の住所変更(営業所移転)の場合は新規の許可が必要です。		
営業所管理者	* 使用関係証明書 * 資格を証する書類 ※写しの場合は、原本と相違ない旨と、原本の確認を行った年月日、申請者氏名が記載されたもの(申請者が記名)		
営業所管理者の氏名または住所	なし		
許可の別	なし		
薬事に関する業務に責任を有する 役員(申請者が法人の場合)の氏 名の変更	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(原本)医師の診断書(原本)(「申請者の欠格条項(6)」に該当する場合) ※発行日から3か月以内のもの		
営業所の名称	なし		
営業所の構造設備の主要部分	* 営業所の構造概要(所定様式) ※ 営業所の建て替えや同一ビル内の移転の場合は、新規の許可が必要 なことがありますので、事前にお問い合わせください。		
医薬品医療機器等法施行令第49条の特例に基づき管理医療機器の取扱いを届出しているとみなされている営業所における、特定管理医療機器の営業所管理者(当該管理者の氏名のみ、又は住所のみの変更も含む)	* 資格を証する書類 ※写しの場合は、原本と相違ない旨と、原本の確認を行った年月日、 申請者氏名が記載されたもの(申請者が記名)		

04-3 必要書類の提出

- P9~10の郵送提出が必要な書類の郵送先は、下記のとおりです。 申請先に応じて、郵送先が異なりますのでご注意願います。
- 宛名には申請先名(保健所)と併せて、P9の申請手続き名を記入願います。

<郵送先一覧>

営業所の所在する市町村	申請先保健所等(宛名)	住所(郵送先)
白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、村田町、 柴田町、川崎町、丸森町	仙南保健所獣疫薬事班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1
塩竈市、多賀城市、松島町、 七ヶ浜町、利府町	塩釜保健所食品薬事班	〒985-0003 塩竈市北浜4-8-15
名取市、岩沼市、亘理町、 山元町	塩釜保健所岩沼支所食品薬事班	〒989-2432 岩沼市中央3-1-18
富谷市、大和町、大郷町、 大衡村	塩釜保健所黒川支所食品薬事班	〒981-3304 富谷市ひより台2-42-2
大崎市、加美町、色麻町、 涌谷町、美里町	大崎保健所獣疫薬事班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1
栗原市	大崎保健所栗原支所食品薬事班	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1
石巻市、東松島市、女川町	石巻保健所獣疫薬事班	〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7
登米市	石巻保健所登米支所食品薬事班	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5
気仙沼市、南三陸町	気仙沼保健所食品薬事班	〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3

(例) 白石市内の営業所が必要書類を郵送する場合

<郵送先>〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1 仙南保健所獣疫薬事班「〇〇受付」係

↑「○○係」の部分には、P9の申請手続き名を記入

O5-1 操作方法(修正)

- 県から内容修正依頼があった場合の対応について説明します。
- ①申請者のアドレスに [【要対応】申請内容のご修正のお願い] メールが届きます。

【要対応】申請内容のご修正のお願い - 【宮城県】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請(新規)_仙南保健所 [受付番号:CH00000189]



②メール内のURLをクリックし、メールに記載のパスワードを入力します。



2025/10/27 ()

05-2 操作方法(修正)

③修正依頼内容を確認し、「申請内容を修正する」をクリックします。



④修正依頼筒所を修正し、ページ下部の「金額確認画面へ進む」をクリックします。

兼営事業の種類 必須

薬事に関する兼営事業(薬局、店舗販売業など)があれば入力してください。なければ「なし」と入力してください。 <mark>必須</mark>

店舗販売業 ←入力内容を修正する場合は、正しい情報を再入力してください。

取り扱う医療機器の区分 必須

- 高度管理医療機器等 指定視力補正用レンズ等(視力補正用、非視力補正用)のみ プログラム高度管理医療機器のみ
- ↑選択内容を修正する場合は、正しい内容を再選択してください。



- ⑤「確定前金額確認」→「入力内容確認」にすすみ、内容を確認します。
- ⑥入力内容に誤りや不備がないことを確認し、「送信」をクリックします。
- ⑦改めて申請者アドレスに [【重要】仮申請完了のご案内] メールが届きます。

このメールは宮城県仙南保健所獣疫薬事班の申請フォームより申込みをされた方に送信しております。

申請を受け付けました。

審査後にお支払い金額を確定し、メールにてご案内いたします。

なお、現時点では仮申請の段階ですので、下記の【必要書類】を速やかに下記宛て先へご郵送願います。 県で必要書類受領後、支払い案内メールを送付しますので、支払いをもって本申請が完了となります。 (以下に該当しない方は、郵送提出は不要です。担当音確認後、支払い案内メールを送付します。)

- <郵送いただく書類【必要書類】>
- ・ 登記事項証明書 (原本) (申請者が法人の場合)

※発行日から6か月以内のもの

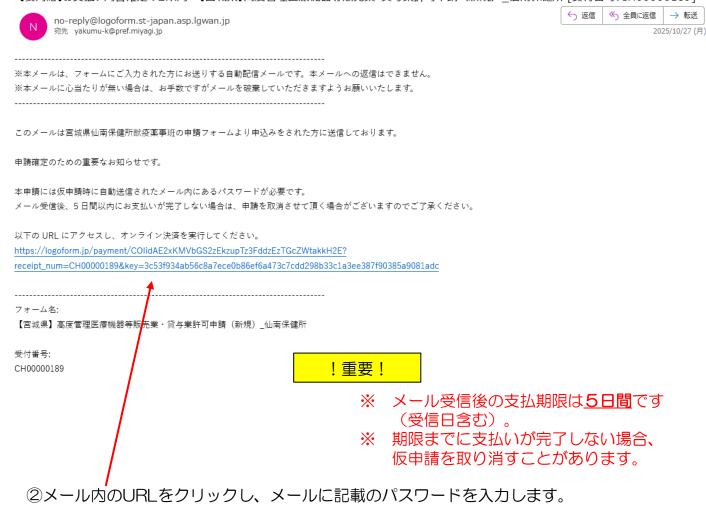
・ 医師の診断書 (原本) (「申請者の欠格条項(6)」に該当する場合)

06-1 操作方法(決済)

県から申請手数料の支払い依頼があった場合の対応について説明します。

①申請者のアドレスに [【要対応】お支払い内容確定のご案内] が届きます。

【要対応】お支払い内容確定のご案内 - 【宮城県】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請(新規)_仙南保健所 [受付番号:CH00000189]



 ① 入力
 ② 申請内容
 ③ 決済情報入力
 ④ 確認
 ③ 完了

 パスワードを入力後、本申請ポタンを押してオンライン決済に進んでください。

 受用品号 (2)形
 CH000000189
 10/16

☑ 本申請フォーム

スワード 必須

[【重要】仮申請完了のご案内メール] (P8) に記載の決済画面ログイン用パスワードを入力します。

06-2 操作方法(決済)

③申請内容を確認し、「お支払いに進む」をクリックします。

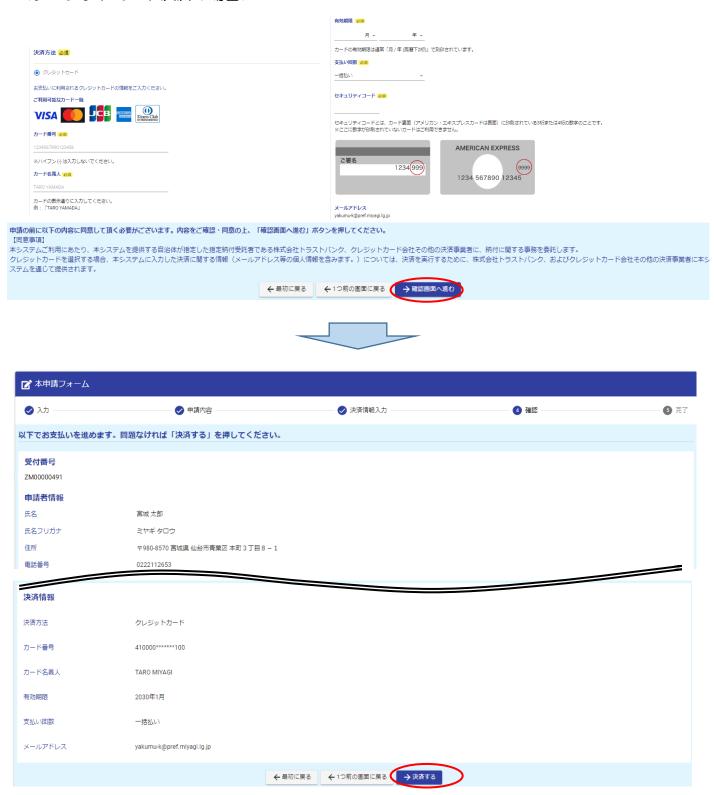


④支払い金額を確認し、決済方法を「クレジットカード」「PayPay」から選択します。



06-3 操作方法(決済)

<クレジットカード決済の場合>



06-4 操作方法(決済)

<PayPay決済の場合>



- ※ 1申請につき、オンライン決済の上限は9回までです。
- ※ 9回失敗すると、その申請では決済が受付不可となり、再申請が必要となります。PayPay 決済ができない場合は、ブラウザのポップアップブロックを「無効」にした上で再試行願い ます。クレジットカード決済できない場合は、クレジットカード会社へお問い合わせください。

06-5 操作方法(決済)

⑤決済が完了すると、送信完了画面が表示されます。

🕝 本申請フォーム				
⊘ λħ ———————————————————————————————————	- 🕢 申請內容	- ✔ 決済情報入力	- ✔ 確認	⑤ 完了
送信完了				
お支払いありがとうございました。				

灯〕メールが届きます。

(新規) 仙南保健所 [受付番号:CH00000189]

⑥申請者のアドレスに [【重要】お支払い手続き完了のご案内
【重要】お支払い手続き完了のご案内 - 【宮城県】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請のno-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp 宛先 yakumu-k@pref.miyagi.jp
※本メールは、フォームにご入力された方にお送りする自動配信メールです。本メールへの返信はできません。 ※本メールに心当たりが無い場合は、お手数ですがメールを破棄していただきますようお願いいたします。
このメールは宮城県仙南保健所獣疫薬事班の申請フォームよりお支払いをされた方に送信しております。
以下の申請において決済が完了し、本申請を受け付けました。
<郵送受取を選択した方> 許可証が発行され次第、申請者住所へ郵送させていただきます。
<窓口受取を選択した方> 許可証が発行され次第、選択した受取窓口より、申請者電話番号へご連絡させていただきます。 連絡がありましたら受取窓口まで来所願います。

※ 本申請完了から14日以内に許可証が発行されます(土日祝日、郵送受取の場合は郵送日数を含みません)。

フォーム名・

【宮城県】高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請(新規)_仙南保健所

- 上記56の確認ができましたら、本申請(決済)が完了です。
- 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請(更新を含む)については、本申請完了後に 申請先の担当者より、日程調整のご連絡をさせていただきます。
- 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請(更新を含む)、書換え交付・再交付申請に ついては、「郵送受取」を選択した場合は郵送で、「保健所受取」を選択した場合は、発行後 に選択した窓口で許可証を受け取ります。
- 「保健所受取」は許可証発行後、指定した受取窓口から電話連絡があります。

! 重要!

- ※ 電子申請の場合、高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請(更新を含む)については、 本申請完了から14日以内に、書換え交付・再交付申請)については、本申請完了から10日 以内に許可証が発行されます(土日祝日、郵送受取の場合は郵送日数を含みません)。
- ※ 変更届と許可証の書換え交付申請など、複数の申請を行った場合は、全ての本申請が完了 しないと許可証の発行が行えません。

1 8